

# 新型コロナウイルス流行時の消防訓練について

・消防職員の立ち合いは原則中止とします。

## ・消防訓練を延期する場合

消火・通報・避難訓練(以下「消防訓練」)の延期は、各事業所の判断とします。

年間を通して消防計画に定める回数(特定防火対象物は年2回以上、非特定防火対象物は年1回以上)を実施することができない場合は、消防本部予防課へご連絡お願いいたします。

(※コロナの影響で、各事業所が消防計画で定めた実施月に訓練できなかった場合でも、年間を通して必要回数を実施できていれば問題ありませんので、連絡は不要になります。)

## ・消防訓練実施時の注意事項

- 1、可能な限り、訓練参加者(以下「参加者」)は、マスクを着用してください。
- 2、風邪症状がある方は、参加を控えてください。
- 3、参加者同士が密集・密接しないように工夫してください。
- 4、手洗い、うがいの励行、その他事業所の実態に応じた感染防止対策を講じてください。

<お問い合わせ先>

児玉郡市広域消防本部予防課

電話番号 0495-24-8392